

◎新潟県告示第253号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年3月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
市野江甲(1)地区	南魚沼市市野江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
川治中町地区	十日町市川治中町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

3 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
海士町川地区	佐渡市相川海士町、相川下戸村、相川下戸炭屋裏町、相川下戸炭屋町、相川下戸炭屋浜町	次の図のとおり	土石流
赤玉地区	佐渡市赤玉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鷺崎2地区	佐渡市鷺崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤泊(1)地区	佐渡市赤泊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤泊(2)地区	佐渡市赤泊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
月布施北地区	佐渡市月布施	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水津1地区	佐渡市水津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）